



国民健康保険税の よくある質問集

問 1

社会保険等に参加したのに、納税通知書が届きました。なぜですか？

答 1

国民健康保険の喪失手続はお済ですか？

社会保険等に参加後、国民健康保険資格が自動的に喪失されることはありません。

すでに社会保険等に参加している場合や、社会保険等の被扶養者になった場合は、住民課国保年金係の窓口で、国民健康保険資格の喪失手続が必要です。

◆手続に必要なもの

- ①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
 - ②国民健康保険の資格確認書
 - ③新たに参加した社会保険等の資格確認書・資格情報のお知らせのうち、お持ちのものすべて
- 国民健康保険の資格に関する質問は、住民課国保年金係(TEL028-677-6038)までお問合せください。

◆資格喪失後の保険税について

国民健康保険資格喪失手続が完了後、本来国民健康保険に参加していた月数までの保険税を再計算します。更正通知書は、国民健康保険資格喪失の手続をした日の属する月の翌月以降に送付します。

更正通知書を受領するまでに到達する納期分の保険税については、納付をお願いします。

納めすぎた国民健康保険税については、後日還付となります。

問 2

昨年度よりも国民健康保険税が高くなりました。なぜですか？

答 2

保険税は国保加入者の所得割＋均等割＋平等割の合計額です。

令和8年度からは税率改正により、子ども子育て支援金分が加算されます。

その他、保険税額が昨年度より高くなった要因の例は、次のとおりです。

◆あなたの家族(世帯)は昨年度と比べて

- ①国民健康保険に新しく加入された人はいませんか。
 - ②世帯構成に変化はありませんか。(世帯分離や世帯主の変更等)
 - ③世帯主や被保険者の令和7年中の所得が令和6年中に比べて増えていませんか。
 - ④世帯主や被保険者のうち、未申告の人はいませんか。
- ※未申告の場合、所得額に応じた軽減措置の対象外となります。
- ⑤国民健康保険被保険者で40歳になった人はいませんか。(介護保険料分が加算されるため)
 - ⑥未就学児から外れたお子さんはいませんか。(未就学児分の軽減措置の対象外となるため)

など

なお、電話では本人確認ができないため、所得額や保険税額をお答えすることはできません。

保険税額の詳細については、国民健康保険税課税明細書等を御参照ください。

問3

「全期前納分」の納付書は
どのようなときに使うのですか？

答3

「全期前納分」の納付書は、年間保険税を一括で納付する場合に使用します。7月中旬に発送する国民健康保険税納税通知書（納付書払）にのみ同封されており、納期限は7月31日です。この場合、期別納付書は使用せず、二重払いに御注意ください。

問4

国民健康保険に加入していないのに、自分の名前（世帯主）で納付書が届くのはなぜですか？

答4

国民健康保険税は世帯単位で課税されるため、納税義務者は世帯主となります。ただし国民健康保険税は被保険者のみで構成されます。国民健康保険税の個人明細額については、納税通知書にある個人別課税明細書を御参照ください。

問5

40歳になった翌月から国民健康保険税が増えたのですが？

答5

40歳以上65歳未満の人は、介護保険料分が加わります。

問6

転入・転出しました。納税通知書が2つの市区町村から届くのはなぜですか？

また、他市区町村と同じ月に納付するのはなぜですか？



必ず転入・転出と
資格加入・喪失手続
をしましょう。

答6

国民健康保険税は月割で計算することとされており、月末日時点で住民登録がある市区町村において、当月の国民健康保険税が課税されます。

例1：9月15日に芳賀町へ転入され、国民健康保険に加入した場合

8月分までは前市区町村で課税され、9月分から翌3月分までは芳賀町で課税されます。

例2：国民健康保険被保険者が9月15日に芳賀町から転出する場合

4月から8月分までは芳賀町で課税されます。転出手続が完了した日の属する月の翌月以降に更正通知書を転入先の住所へ送付します。

当町の国民健康保険税は7月から翌2月までの8期別で支払うため、転入・転出した場合に他市区町村と同じ月に納付額が発生する場合があります。

問7

国民健康保険税額が以前住んでいたところより高い（低い）のですか？

答7

国民健康保険税の算出方法や税率等は、市区町村ごとに異なります。これは市区町村の財政状況、加入者の年齢構成などに違いがあるため、その状況に応じた税率等が条例で定められています。

問8

会社が倒産した（会社を解雇された）ため、社会保険から国民健康保険に加入しました。申請すれば、国民健康保険税が安くなると聞いたのですが？

答8

会社都合による倒産や解雇などの理由で、国民健康保険に加入された方を対象とした軽減制度があります。対象となるのは「雇用保険受給資格者」で一定の要件を満たす方です。

詳しくは、住民課国保年金係(TEL028-677-6038)までお問合せください。

問9

会社を辞めてから2年経つのですが、今から国民健康保険に加入したらどうなるのですか？

答9

前の会社の健康保険等を喪失した日が国民健康保険の資格取得基準日となりますので、国民健康保険税も遡って課税されます。

例：令和6年3月31日に会社を退職

（令和8年4月に国民健康保険加入手続した場合）

社会保険資格喪失日及び国民健康保険資格取得日→令和6年4月1日
この場合、令和6年4月分から国民健康保険税が遡って課税されます。

問10

病院等を利用する機会が少ないのに、なぜ国民健康保険税を納付しないといけないのですか？

答10

国民健康保険は、被保険者の皆さんが、いつでも安心して医療を受けられるようにお金（国民健康保険税）を出し合って支え合う制度です。

国民健康保険税は、この制度を運営するために加入者（被保険者）の皆さんから納めていただく地方目的税で、医療費の支払・後期高齢者医療の支援金・介護保険納付金・子育て支援などに使われます。